

### 第三節 災害と対策

#### (一) 戦後災害の概観

第二次世界大戦で日本の都市は空襲で焼き払われ荒廃したが、戦争の影響は都市だけではなく、地方にもいろいろな形であらわれた。なかでも、昭和初期より続いた戦争の影響で山の木は伐り払われ、河川は補修の手が届かずに放置されていた。無論、県や市町村では多少の手を加えても数県にまたがる大河川に至っては十分の手をつくすことは不可能であった。

そのため戦後相續いて来襲した台風の前に欠陥をさらけ出した。

昭和二十二年九月十六日に来襲したキャサリン台風は利根川、江戸川の周辺に大きな被害を与えた。

小見川警察署東庄町幹部派出所の記録はこのことを次のように記している。

「関東一帯の降雨量は近年稀なる大雨量にして田畑は浸水し利根川の増水の為左記の如く水害を発生せるを以て警防団員及住民を以て水防開始命令あり、同月十七日夕刻中止せる状況にあり。一、浸水家屋九〇戸、床上一〇戸、床下八〇戸。二、水稻冠水一〇〇町歩。」

これによってもこの台風の被害の本町に及ぼした大きさが推測される。

また、翌昭和二十三年九月十七日には「アイオン台風」が来襲した。銚子气象台の記録によれば、この台風は時速

三〇キロで午後七時三浦半島先端に達し中心示度七〇〇ミリで、木更津南方に上陸し午後九時三十分銚子北方から鹿島灘へ抜けた雨量は県南で一三〇ミリ、県北で一〇〇ミリとされ多い方ではないが、風が強く県南の富崎測候所の記録では最大風速四七メートルと記録され未曾有の被害を県下にもたらした。

香取郡下の被害をみると負傷者一名、全潰家屋（住家）二二戸、半潰二八戸、床上浸水三三八戸、床下浸水一八九五戸、非住家全潰六二戸、半潰七戸、冠水田六七三町歩、冠水畑七二七町歩、道路決潰一四か所というものであった。

昭和二十四年八月三十日には「キティ台風」が来襲し、全県下に大きな被害をもたらした。利根川は増水し、笹川町における被害は、浸水家屋、住家五九戸（床上六戸、床下五三戸）、非住家浸水九〇戸、水田二〇〇町歩が冠水、畑は一五町歩が冠水したと記録され、水防団の出勤人員三一五名と記録されている。

昭和二十五年六月十二日（六月降雨と呼ばれている。）関東地方一帯に大降雨があり利根川が増水し水田二〇〇町歩、畑一〇町歩が冠水した。しかし家屋への浸水被害はなかった。

高橋修司氏の「日記」を参照すると次のように記されている。

七月二日、日曜、晴

午後一時川口県知事が水害視察の為米町との通知があり出席する。小舟に同乗し根岸及び堤外の情況をみて廻り、内堤の緊急工事の必要を町長、町議会及び治水会幹事等で懇請する。知事は実情はよく解った。だが今迄、何等の手もうたず無防備であったことは町民の努力が疑われる。県の財政の許す限り協力するとのあいさつがあった。

しかし、時をまたず七月二十八日にも夜来の豪雨に見まわれ利根川は増水し、また水田二〇〇町歩、住家一戸、非住家二戸が浸水の被害をうけた。

第44表 昭和20～30年にかけての災害

年次	名称	備考
1947	キャサリン台風	進駐軍により台風 に女性名をつける
1948	アイオン台風	
1948	アグネス台風	
1949	キティ台風	
1949	パトリシア台風	
1950	6月降雨	
1950	8月降雨	
1950	ルビー台風	
1951	2月暴風雪	
1951	ルーヌ台風	
1952	ダイナ台風	
1953	台風13号	台風の発生順に番 号で表す
1954	台風14号	
1954	11月暴風雨	
1955	台風25号	
1955	銚子名洗町旋風	

これをみても当時の洪水の様子が想像をはるかに超えるものであったことがわかる。前述の小見川警察署東庄町幹部派出所の記録によれば、水防警報が八月五日十八時に発令され第一、三、七の各分団に対し団員二〇名宛を警備本部に召集し、八日に至り警報が解除されたと記され、このときの消防出動人員は三〇六名、その他一二〇名、用材一八石、俵九七〇俵が準備された。また被害は浸水家屋住家床上五二戸、床下八三戸、非住家浸水一四八戸、冠水田二三〇町歩、畑二〇町歩に及び笹川町の菰敷・新田の両地域は再三の冠水で稲作の収穫は皆無の状態となった。この後に「ルビー台風」が来襲した。

銚子測候所が編纂した『千葉県気象災害年表』によれば江戸時代以来、利根川・江戸川の洪水は二年に一回（平均

さらに八月五日（八月降雨とよばれている。）より関東地方一帯に豪雨が襲い利根川は増水した。

高橋修司氏はこの様子を日記に次のように記している。「八月六日、消防分団長の林勝夫君に起された。昨夜から川が増水して消防団が出勤せねばならぬとのこと早速団員に伝達して自分も出る。まず親せきの新田、佐久間氏に行き味噌樽の移動など少し手伝ってから上州屋に行き、下の営業所の床揚げ等手伝う。水は午後四時頃最高で堤防の水門の扉の上から八寸も高く本流からこちらへ滝のように落ちる様はまだ見たことのない大洪水の光景であった。」

して」ということになるが戦後はまさに、連年という状況であり戦後の国土の荒廃がこれに「相乗効果」をもたらしたといっても過言ではない。

昭和二十年から三十年にかけては本町の利根川、黒部川河岸の一带は台風や豪雨の襲来の度に警戒を厳にし、「大水」とのたたかいをくりかえしていたといってもよいであろう。

昭和三十年をすぎると日本の経済力の立直り、治山治水事業の進展もみられ、アメリカのTVAにならった開発計画が立てられたりして、台風も二十年代前半のように水害を心配しなくてもよくなった。

高橋修司氏の日記中に昭和三十年十月十一日、来襲した台風二十五号の記事がみられる。この台風は台風としては「おそまき」のものであったが威力はバカにはできなかった。「朝から雨が降り続きラジオはしきりに台風二十五号の襲来を告げる。次第に風も強くなり、高等学校も小学校も休校として帰宅する。正午過ぎから風は一層強くなり、その後停電のためラジオが聴けなくなり情報が不明となったが、三時頃から風も弱くなり雨も止んで来た。台風は午後二時過ぎ銚子を通過とのことであつたが山ノ下に崖崩れがあつて通行不能となり消防団員が出動、やがて復旧したとのこと、夕方から空は晴れて全く静かな秋の夜となり虫の声しきり。」高橋氏の日記も以前のように緊迫感がなくなっている。台風が来ても、その後で水害のことを心配しなくても良い時代に入っているのである。

この後は、本町の利根川・黒部川河岸の地域を、台風や豪雨で冠水する田畑は部分的にはあつたが、戦争直後のような大水に対する恐怖心をもつ必要はなくなった。

このような点では人間が自然災害を克服したといえるであろう。

## (二) 台風と農作物の被害

農作物は自然、とくに気象との関連が深く、気象の良し・悪しは即座に収穫に影響を及ぼす。この中でも台風は農作物の収穫に大きな影響を与えるものの代表である。台風の伴う強風と豪雨は水田や畑を水浸しにし、稲や畑の作物をいためてしまう。一度台風で水をかぶった水田からとり入れた米はどんなにしても、もとの良質の等級にはもどらないので、農家の苦労は、このため水泡に帰することになるのである。

そこで、稲作では、台風が来る前にとり入れをすませて市場に出す、いわゆるこの地域一帯では水郷の早場米が知られていたが、最近では保温折衷苗代がとり入れられて以来、育苗法の変化があり、また早生種の普及など農業技術の進歩が収穫期を早め、早場米でなくても、早く収穫することができるようになり、台風よりもむしろ六月ごろの梅雨期の豪雨の方が恐れられるようになっていく。

本町は北に黒部川・利根川河岸の低地帯があり水田がひろがっていて、南の神代と東城地区にかけては干潟耕地の水田地帯がある。またこの中間を東西に台地があり、台地の上は畑作に利用されるという大変恵まれた農業地帯である。ここで栽培される「にんじん」は「東庄にんじん」として野菜の産地指定の対象となっている。また桑畑も各所にあり県内では数少ない養蚕地でもある。

このような恵まれた環境にあってもたびたび台風が襲いかかってくればどうにも防ぎようはなく、これまでも何回となく被害を受けている。

しかし、最近はいたずらに天災などといってなげくばかりではなく、種々の工夫をこらしその被害を最小限に止め

る努力が払われている。

たとえば本町の利根川・黒部川流域の低地では、昭和三十年代には二年にあけず被害をうけている。

### 昭和三十年代の災害



利根川氾濫（昭和33年9月28日）

- 1 昭和三十年八月 八月三日豪雨による黒部川洪水、水田冠水被害あり。
- 2 昭和三十二年 四月く六月 ひでり続きで、利根川の水が異常に少なくなり、海水の逆流のため水稲が枯死してしまった。
- 3 昭和三十三年七月 四月からひでりのため、利根川の水が少くなり海水が入りこみ水稲は枯死。七月二十三日、台風二十一号のため利根川が氾濫し、水田は冠水被害をうける。
- 4 昭和三十四年八月 八月十四日 台風七号により利根川が氾濫し、水田は冠水被害をうける。

本町の河川に関しては、建設省が昭和二十六年から利根川本流の川床の浚渫、堤防補強工事、堤防延長、新型水門の設置などで水害の危険性は遠のいたが、黒部川下流域では大部分がこの当時補強工事は十分でなく、風雨波による堤防の浸蝕も甚だしく、土砂の流入による川床の上昇が豪雨のときに排水を妨げて水田や低地の畑に流れ込み農作物に多大の被害を与えるといったパターンのくりかえしであった。

そこで町でも黒部川の治水工事を重くみて関係方面にはたらきかけ、現在のような、ほぼ完全ともいえる河川改修が完了したのである。これによって農作物の河川の氾濫による被害という問題はほぼ解決したといっても良いであろう。

また、ひでりによって利根川の水が少なくなり、くわえて利根川の水を飲料水に用いるため、中流部で水をとると水位がさがり、これにより海水が逆流し、水田にまで入ってきて稲を枯らすといういわゆる塩害も、利根川河口堰の完成で防止できるようになった。

このように、台風が来れば洪水がおこり、来なければひでりがおこるということで、その存在価値は人間生活にとって大変複雑なものであった。しかし現在は国・県・町が一体となり治水事業をおこし、このような災害が発生することを防止する努力がはらわれ、それが実を結んでいるのである。

### (三) 塩害と利根川河口堰

塩害というと、海水が河川を伝わり水田に入って来て稲を枯死させる災害であるが、一般的に常識では海辺に近いところでおこるものと考えている人も多く、東庄で塩害がおこるといふと不思議に思う人も多い。しかしこれは自然

のエネルギーの大きいことを知らない人の考えであるといっても過言ではない。

特にこの塩害という問題がにわかにはクローズアップされたのは、利根川に関していうならば昭和三十一年ごろからである。それまでも塩害ということばが全くなかったわけではなく、利根の堤外地や干潟耕地の一部に「塩わき地」があり、旱天続きになると塩分濃度が高まりまわりの水田が被害をうけるという程度のものであった。

ところが昭和三十一年には苗代期に多少塩害をうけたかと思う程度で八月十日ごろ塩分濃度が著しくなったが、このときには用水の必要もなくなっていたので、大した問題にはならなかった。しかし昭和三十二年には五月の中旬ごろから塩分濃度がたかくなり、五月下旬には利根沿岸一三〇町歩の稲が枯死する事態がおこり幸い六月初旬の雨の時期に植え替ができて、当初の予想より被害が少なくてすんだのである。

昭和三十三年には五月初旬にすでに水中の塩分濃度がたかまり下旬にはその影響があらわれはじめた。東庄でも堤外地を含め一五六町歩の水田のうち六月八日の調査の時点で九七六町歩が被害をうけ、そのうち枯死見込一九五町、植付不能六五町歩というひどい結果であった。

では、このような塩害がなぜ顕著にあらわれるようになったのであろうか。これは大変皮肉なことであるが、治水対策が進展し効を奏してきたことによるものである。

衆知の如く戦後日本の治山治水対策は、かつてアメリカ合衆国で実施されたニューディール政策の中のTVAを本としたのである。利根川も上流にいくつものダムを造り、水力発電に利用し大雨のときにも水をためて一度に下流に水が流れないようにして被害を防ぐというものであった。これは日本の場合も同様に、治水の目的を果たしたのであるが、日本の河川のように勾配が急で流路が短かい場合おさえがききすぎれば反対にマイナス面がすぐあらわれるのである。利根川下流の塩害もその典型のようなものであった。しかもちょうどこのころから日本は戦後の混乱をの



りきり、経済も上り坂、所得倍増という景気の良かけ声の下で産業も発展し、首都東京もどんどん様子が変わっていった時代で、利根川の水は工業用水や生活用水としても必要とされるようになっていた。川の水は途中で取られると水位のバランスがくずれ、下流部の海水の逆流の要因となるのは当然のことである。

昭和三十三年六月七日にこの塩害問題について、利根川沿いの小見川、東庄、山田、千潟町の四町長が集まって対策を検討した。このときはじめて、恒久対策として潮止め堰を建設することが話し合われた。いわゆる「利根川河口堰」のもとになるプランが持ち出されたのである。これは六月二十五日に県町村会定期総会が千葉市でおこなわれたときに、塩害防止対策の中の一つとして東庄町から決議案が提示され、満場の賛同を得た。その議決文の中にも、「政府の永年に亘る利根治水の方策は農業利水の面を軽視せるため利根下流一帯は銚子河口よりの海水でみだされた……。」とのべられている。さらにこの後七月七日には国会・政府へ陳情をおこない七月十五日には山村新治郎（自民党塩干害対策委員長）代議士と建設・農林両省係官が現地視察をおこない、地元の人々に、対策の説明をおこなった。このようになるまで、さまざまな地元、東庄町の人々の苦心があることが役場から出される本町の広報紙『東庄町広報』（昭和三十二年九月一日）によって知ることができる。

昭和三十二年九月一日号には「根本建設大臣来町、塩害対策につき陳情」ということがトップ記事で報ぜられている。

これによると去る七月二十四日、根本建設大臣一行が、視察のために来町、当時の千葉県知事柴田等氏も同行し、本町では大臣一行に現情を報告し早々に適切な対策を樹立してほしいと訴え、さらに陳情書（左記）を提出した。これは利根川河口堰建設の原点ともなるべき重要な意味をもつものであるので、此処に引用した。

## 陳情書

近年利根川の水位が著しく低下したため年々七月下旬から八月上・中旬に亘り河水の含有塩分が濃くなりために沿岸耕地三八〇町歩に亘り水稻に被害の危険があるので其の期間は特に用水の管理に万全を期すと共に可及的早期栽培によって被害からまぬかれる方策をとって来たのであります（昨年度海匠方面に於ての塩害は八月一〇日以降特に塩度が高かったためであります）。本年は前記の關係から一層の早期栽培を励行当区域に於ては四月二五日から五月五日までに植付を終つたのであります。然る処旧冬中の塩分が土壌中に蓄積されていたのと植付後の用水の塩度が高かつたため植付後（中略）五月二十五日頃には見渡す限りの水田に青色を見ざる状況でありまして耕作農民は更に植替えする勇氣さえ失い唯長歎息する次第でしたが現地指導に来町された山口技師の激励によって辛うじて残存しているものに対しては早速尿素の葉面撒布を行い。尚改植は降雨を待つて協同行うと決め県の幹旋により種子粃を入手再下種を行うと共に晩稲地に連絡残苗の幹旋を依頼六月二五日には実面積九七町五反に及ぶ一切の改植を了したのであります。内二回、三回と植替えした分も多く延面積にしては二〇〇余町歩にも及んだのであります。此の間における關係農民の努力は涙ぐましいものがありました。斯る塩害に直面して考えますことは年間を通じての用水の完全なる管理以外に方策がないということであります。而して之が為めには、

### 一 笹川樋門の改修

### 二 孤敷樋門の修理

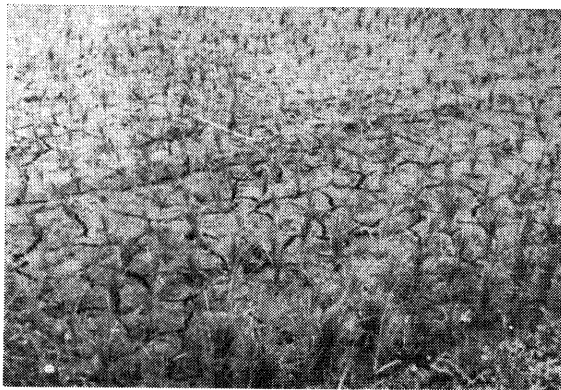
### 三 黒部川水門開閉の爲めの施設

### 四 黒部川堤防の完成

### 五 両岸堤防に小水門の設置並に舟溜の設置

等が絶対的必要でありこれらの完成によつてはじめて完全なる用水の管理が可能となり農業経営の安定をみることにあります、何卒実情御検分の上早急に之が実現方御配慮賜り度茲に陳情申しあげます。

昭和三十三年七月二十四日



塩害で枯死した水稻（石出地区）

千葉県香取郡東庄町長

向後省三

同 東庄町議会議長

清水利一

同 東庄町農業委員会々々長  
野口寛

同 塩害対策委員長

向後省三

同 関係係農協共済組合代表  
五十嵐憲治

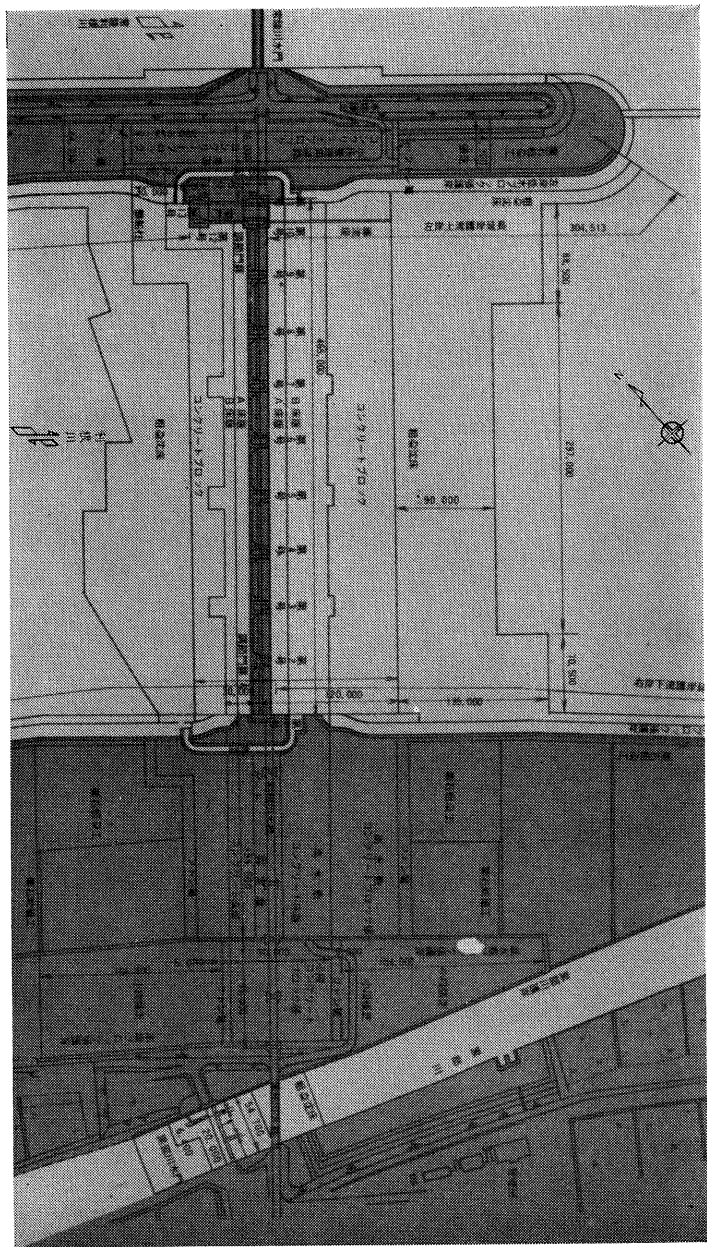
建設大臣  
龍太郎殿

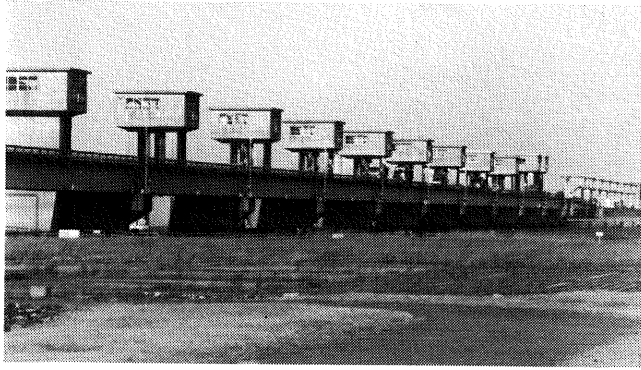
塩害が昭和三十年代の前半に、本町にとって大問題であったことが、この陳情書によつてうかがい知ることができる。

二十三日に結成した。

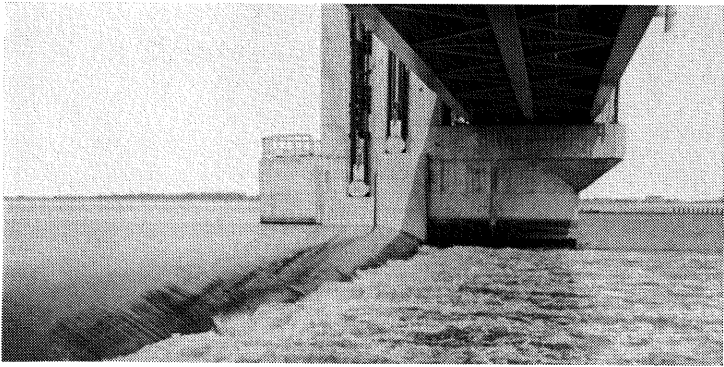
委員長には町長向後省三、副委員長には野口寛、常任委員には五十嵐憲治、林榮造、川島新蔵、鈴木巳之助、林幹、青柳房治、清水利一、柳堀喜平、越川寅松、委員には土屋昌躬、越川末三郎、石毛嘉三郎、高橋修司、郡保太郎、林保雄、多田泰治郎、池田幸次郎、伊藤文雄、石毛寅雄、浅羽栄次、多田秀、菅谷産業課長、林土木主任、林

第二十三図 利根川河口堰平面図

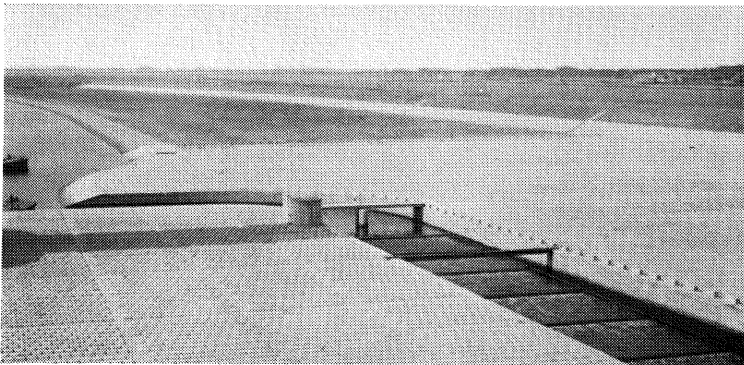




河口堰

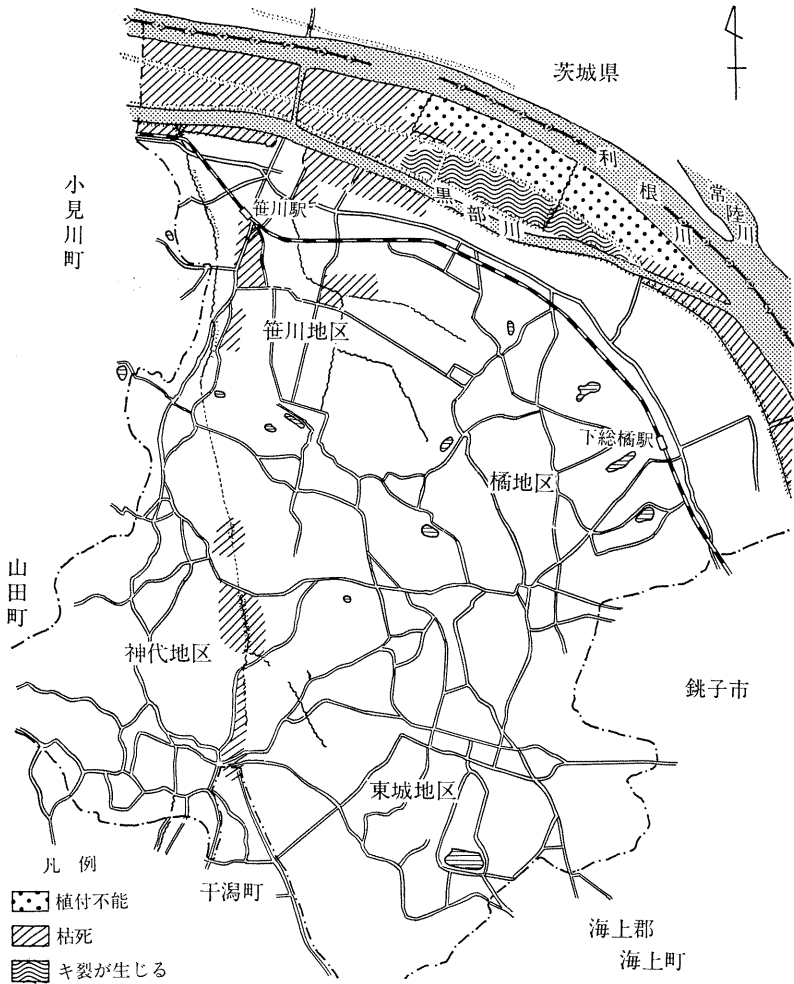


操作中の調節門



魚道

(魚道 幅員7.5m、左右両岸に各1か所。7門のフラップゲートを取り付けてあり、堰の上下流の水位差が変動しても、一定流量を流下させ、魚の遡上を助けている。)



第24図 昭和33年6月・東庄塩害被害図

(惣) 書記という構成であった。

昭和三十三年八月十日の広報に向後省三町長(対策委員長)の「塩害問題の運動経過と今後の問題」と題する記事がみられるがその中に、この塩害問題の解決のため近隣九市町長会議がこの年六月二十一日に八日市場市役所で開催されたことが記してある。この中に塩害防止の恒久策

第45表 水稻早魃被害状況調 (33. 6. 2、但シ東庄町は6月8日調)

香取農林改良事務所

。印は塩害による面積

市町名	植付済面積		植付後の早ばつ状況						早ばつによる植付不能面積		水田面積
	町反	町反	町反	町反	町反	町反	町反	町反	町反		
										用水不足面積	
下總町	887.7	4.0	50.0	40.0	5.0			95.0	4.0	891.1	
神崎町	565.3	5.0	45.0	30.0	5.0			80.0	5.0	570.3	
大栄町	746.2	5.0	40.0	20.0	4.0			64.0	5.0	751.2	
小見川町	2,161.4					250.0	150.0	400.0		2,161.4	
山田町	1,216.7		50.0	25.0	5.0	55.0	2.0	82.0	55.0	1,216.7	
栗源町	290.6	15.0	15.0	2.0				17.0		305.6	
多古町	1,735.1	14.0	300.0	5.0	10.0			315.0		1,749.1	
干潟町	1,263.3		200.0	100.0	5.0	100.0	3.0	305.0	103.0	1,263.3	
東庄町	1,414.5	150.0	428.0	48.0	330.0	249.6	1055.6	150.0		1,334.8	
佐原市	3,656.2		731.1	365.6	10.0	10.0		1,107.6	10.9	3,656.2	
合計	12,247.2	193.0	1,759.1	635.6	44.9	715.9	40.6	20,065.6	1,624.5	13,899.7	

として下流に潮止め堰を設けることがあげられている。

昭和三十七年六月十日『広報東庄』に前記の潮止め堰に河口堰という名称がつけられたことが伝えられている。

阪東太郎の異名をもつ我が国有数の大河川の河口を締め切るといふ日本で最初の大工事が最新の技術を投入して開始されたのは昭和四十年十一月十八日であった。

広報『東庄』は昭和四十一年一月一日付の記事でこの工事を次のように紹介している。

「利根川下流の塩害を防ぐとともに、せき止められた水を上水道や、農工業用水等に毎秒二十立方メートルの水を供給して水不足をなくそうとする利根川河口ぞぎの本体工事起工式が十一月十八日に黒部川水門付近で、水資源開発公団の手によって盛大に行なわれました。この工事は全長八百メートル管理橋の幅員が六メー

トルで、新宿地先と対岸波崎町を結び、可動部分は閘門を含んで四百六十五メートル、固定部分は三百三十八メートルとなり可動せきの型式は鋼製ローラーゲートで水門は単式が七門、複式二門の九門からなり左右に魚道が各一ヶ所作られ本体工事は利根川の締切りを四回位に分けて新宿側より順次行なわれ、総工費百三十億円で昭和四十五年度完成を目標に、工事施行者は清水建設と熊谷組の共同で工事がすすめられる。」

利根川河口堰は、昭和四十六年五月二十六日竣工式が挙行された。

満水が続き、利根川下流部の流量が減少すると海水が河口から五〇キロも上流まで遡上し流域の農作物や生活用水の面に塩害を生じた。陳情書によれば被害者農民は三五万人にも達すると述べられている(第45表参照)。

昭和三十三年度の水稲に関する早害の被害調査結果(第45表)をみると、塩害による被害は郡内市町村中トップであり一〇五五町歩にも及んでいる。

利根川河口堰はこのように述べると下流部の塩害を防ぐためにのみ設けられたように錯覚をしがちであるが、治水というものは利根川を例にあげるならば、源流から河口までを一括した総合的な水資源開発という視点でみる必要がある。

それを具体的に示すと第25図のようになる。

利根川河口堰の完成は本町を含む、近隣市町の水田を塩害から守ることができるようになった。しかし他の面では(内水漁業などの面)あたらしい問題も発生した。ひとつの問題の解決は同時にあたらしい問題を生じる。それが人間の社会の発展のエネルギーになるということを改めて認識させられる身近な事例と行って良いであろう。

このほか本町では塩害に関連のあるものとして黒部川水門がある。これは昭和二十七年に建設され以後老朽化がすすんで、水門の機能が低下していたのを昭和四十四年十一月に改築工事をはじめ、昭和四十六年三月に完成した。







黒部川水門

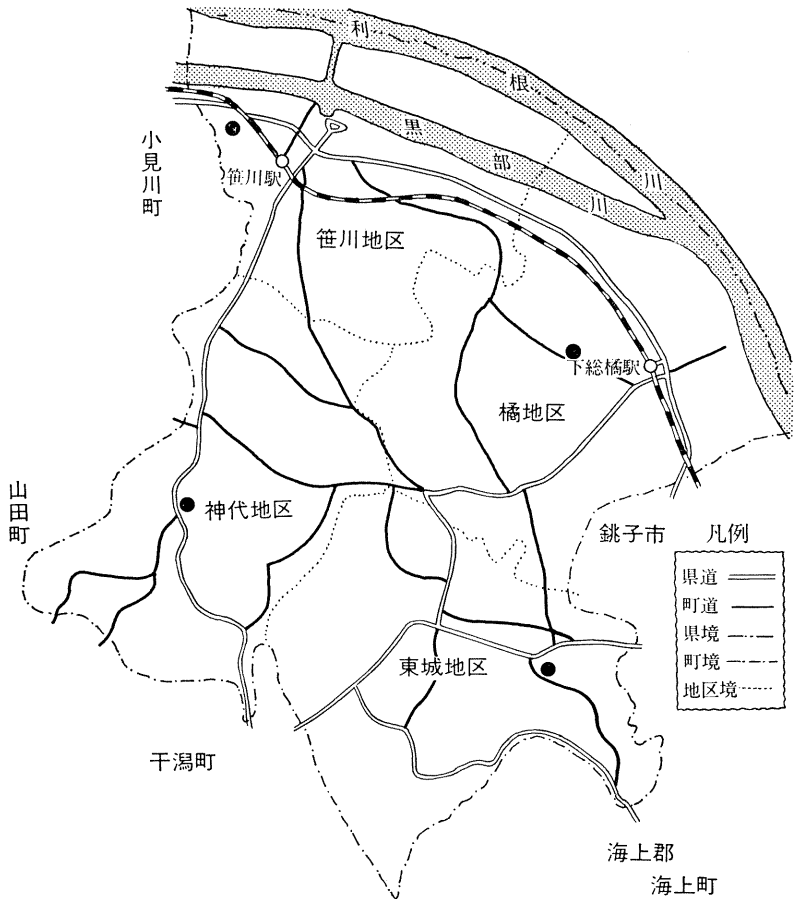


関東第一の大河川利根川下流域に位置する本町は、ある時代は水害に、またある時代は塩害や旱害に悩まされ続けたが、利根川河口堰の完成は、これらを防止して、水を資源として活用する「みち」を開いた。自然を人間が改造するということは、一方では環境保全ということと対応させて考えなければいけないと現在ではいわれているが、昭和三十年から四十年代にかけて、塩害に苦しむ農民の悩みを解決したことは確かであり、さらに利根川の水が多角的に活用できるようにもなった。

#### (四) 伝染病対策

公衆衛生思想の普及が十分でなかった時代には、結核・コレラ・赤痢・疫痢・チフス・ペストなど人間をおそろし流行病は恐怖の対象であった。

また環境も衛生的ではなく、台地部の地域では水が十分に得られなかつ



第26図 東庄町にあった隔離病舎

たころには、風呂の水を一週間以上もかえなかつたり、一つの洗面器の水で家族が顔を洗つたりしたため、トラホームなどの眼病にかかる率もかなり高かつた。

従前は伝染病にかかつたら避病院といわれた隔離病舎に収容されるのであった、それは恐しいことであつた。

しかし、近代医学の発達と戦後の新生活運動の展開の中で衛生思想の普及、環境の改善がはかられ、農村から

第46表 東庄町における法定伝染病の発生状況の推移

年	腸チフス	赤痢	疫痢	ジフテリア	猩紅熱	流行性脳膜炎	急性髄膜炎	日本脳炎
35		1	1	3				
36			1	5			1	2
37		2	1					
38								
39		1						
40～48	発	生	0					
49		10						
50～56	発	生	0					

ノミ・シラミ・ネズミ・ハエ・カなどが徹底して駆除されていった。第46表にみられるように、法定伝染病の発生数はほとんど低下していった。「隔離病舎」はなくなった。

しかし、だからといって全く手放しで安心していいことはできない。

伝染病は全くなくなってしまったのではなく、災害などがおこればその後発生することは十分予想される。それは災害の発生に伴う衛生環境の悪化によるもので、これを予防するためには検疫体制、清掃、消毒を徹底する必要がある。

したがって、現在の伝染病対策というのは災害時における防疫対策のひとつでもある。本町の『地域防災計画』の中にくわしく記されている。

#### 第七節 医療及び助産計画

災害による負傷者、災害地にある傷病者、出産者は救急患者の例に準じて東庄病院その他の医療機関に搬送、医療、助産を行うものとする。

町内の医療機関、助産婦及び医療取扱業者は別表（七）のとおりである。

一 救助、救出は救急車及び町有自動車その他を利用し、乗用車を利用する場合は、消防法第二十六条の規定又は水防法第十一条の規定による優先交通を確保、

するため消防車によりこれを誘導する。

第十節 防疫及び清掃計画

災害による衛生環境の悪化により伝染病等の発生が予想されるときは、その予防のため特別の検査調査、健康診断、清掃、消毒等を行うものとする。

検査調査及び健康診断

(1) 検査調査班を必要により編成する。

ア 班の編成は医師一名、保健婦又は看護婦一名助手二名を一班とし、緊急度に応じて計画的に実施する。

イ 実施にあたっては、関係機関の協力を得て情報の確な把握に努める。

(2) 検査調査の結果必要があるときは、健康診断を実施する。

(3) 伝染病患者が発生した場合は小見川町外二ヶ町伝染病予防組合の隔離病舎に隔離収容するものとする。

汚物の収集と処理

(1) 汚物の収集運搬

汚物の収集運搬は、小見川町外二ヶ町清掃組合に依頼して清掃班を編成して実施するものとし、一班の編成は概ね次のものとする。

ア ごみ処理班編成基準

運搬車（トラック二台）二台 作業員八名

イ し尿処理班編成基準

運搬車（一・八t積）二台 作業員八名

(2) 汚物は、小見川町外二ヶ町清掃組合において処理するもののほか必要に応じ埋立等環境衛生に支障のない方法により行うものとする。

## 消毒

消毒班を必要に応じ編成し消毒を行うものとする。

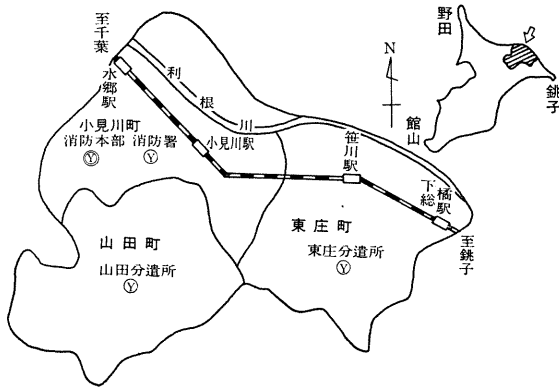
伝染病に対する人々の不安の度合は、明治・大正・昭和戦前期にくらべたらずと低くなって人々の日常意識の中に伝染病に対する不安を抱いている人などは、ほとんどいないと言ってよいであろう。

これは、一方には医学の進歩もあろうが、同時に、地域の人々の環境改善に対する努力の結晶でもあろう。

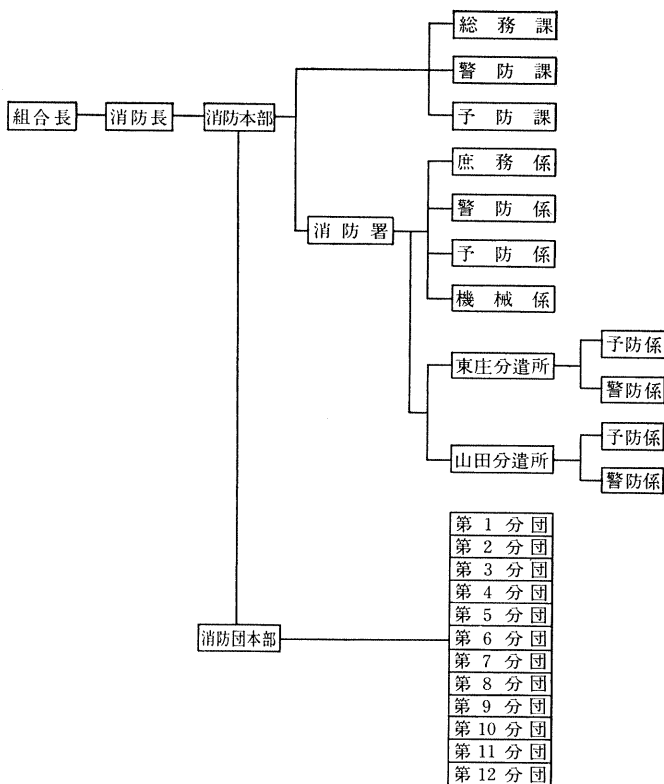
しかし、病気が全くなくなったわけではなく、いつ人間の油断について発生するかわからないのであるから、つねに十分な対策をたていざという時にそなえることが大切である。

### (五) 地震・防災対策

私たちのまわりをとりまく環境は近代化がすすみ文化的生活が展開するようになっている。しかし、日ごろ便利で生活を益するものとなっているものが何かのきっかけで人間にとって大変危険なものに変わってしまう場合が多々存在する。これらの要因がもっとも集中的に存在するのは、千葉市、東京といった人口の多い大都市であるが、私たちの住んでいる東庄町



第27図 消防組合管理区域図



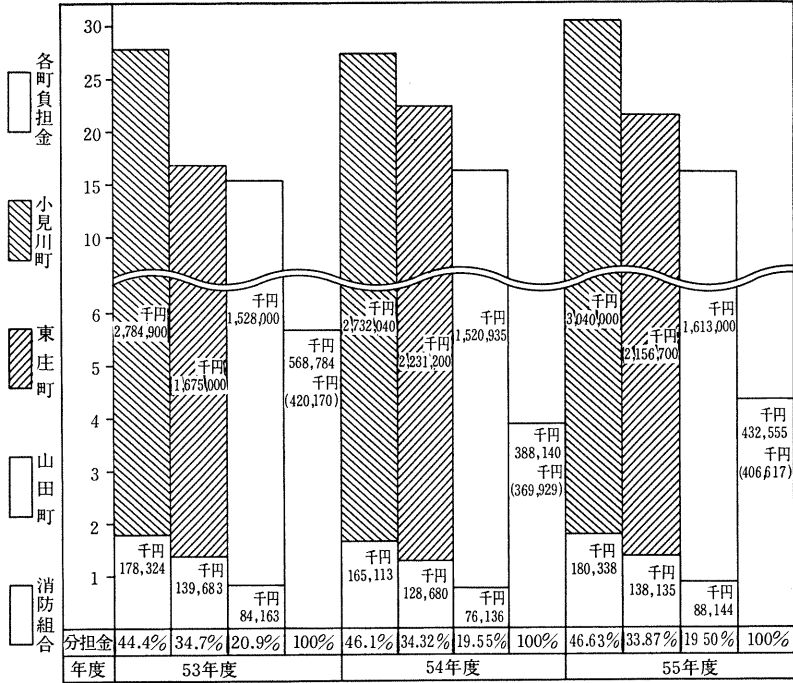
第28図 消防組合の組織

は都市ではないからといって手放しで安心しているわけにはいかない。生活に便利だといってプロパンガスは使用しているし、各種電気器具も使用されている。それに加えて一部ではあるが高層の団地もある。

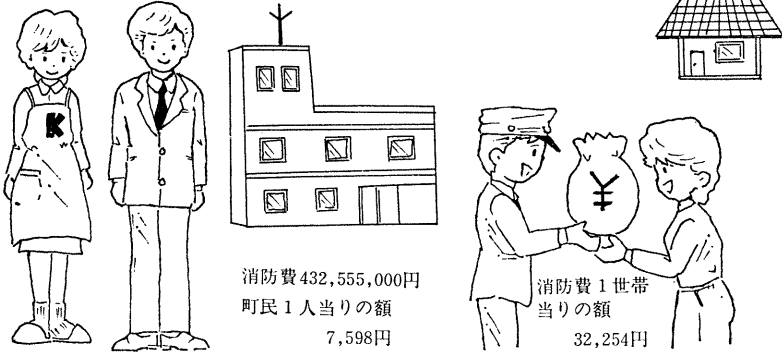
災害は、いつ、どこでどのようなかたちで発生するか、わからないが、地震のように広い範囲にわたって発生し多勢の人が被災するものと、火災の如く部分的に発生するものがある。

現在の災害は、山間の村落でもない限り、被害範囲が広がっていることと、被災者数が多くなっていることに特色があるといえる。

第三節 災害と対策



消防の予算



第29図 各町の子算と組合消防予算

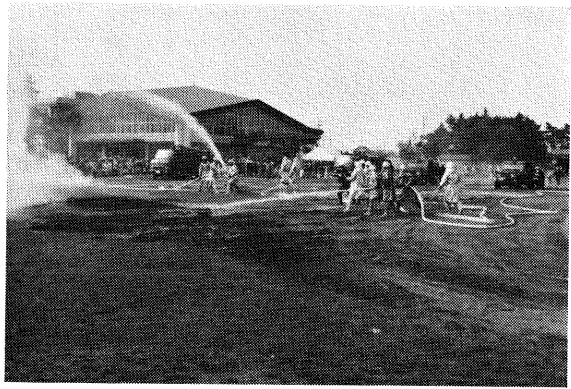


第47表 昭和55年町別月別火災統計

町別 月別	組 合		小 見 川 町		東 庄 町		山 田 町	
	件数	損 害 額千円	件数	損 害 額千円	件数	損 害 額千円	件数	損 害 額千円
1	12	12,343	4	327	3	268	5	11,748
2	10	13,359	8	8,234	1	5,125	1	
3	9	4,595	5	266	3	5	1	4,324
4	0							
5	5	1,233	1		3	1,233	1	
6	1	4	1	4				
7	3	9,988	1	17	1	266	1	9,705
8	2	37	1	37	1			
9	0							
10	2	2,293	1	549			1	1,744
11	2	360	1		1	360		
12	1		1					
合 計	47	44,212	24	9,434	13	7,257	10	27,521

組合組織とすることがのぞましいので、昭和四十二年十月九日、小見川町・山田町と共同して消防組合を結成して組織の充実を図り、住民の安全をまもるために日夜努力を重ねている。

また、必要経費は各町が分担しているため、町民一人が負担する金額は比較的やすくてすむということになる。当然各



消火訓練（昭和55年香取地区防災総合訓練より）

防災業務は、地方自治法にも規定されているように、市町村の業務であり、本町においてもその業務の推進や防災組織の充実に努力しているが、災害の突発性・多様性に対応し、効率的に業務を遂行するには、近隣町村との



第48表 昭和46年台風25号による被害

死者	4人
重軽傷	10人
全壊家屋	15棟
半壊家屋	14棟
一部損壊	9棟
床上浸水	70棟
床下浸水	340棟
り災世帯数	446世帯
り災者数	2,317人
(9月20日17時現在)	



昭和46年9月の災害

農業施設	7,100	公立文教施設	800
農産被害	199,000	農林水産業施設	98,000
林産被害	60,000	公立土木施設	62,190
畜産被害	11,600	その他公共施設	6,670
水産被害	3,000		
商工被害	14,000		
その他	95,200		
		(単位 千円)	
		総額	557,560千円

地域防災計画」を策定している。災害

害はその種類によって、国・県・単位で対策をたてなければならぬ広域的なものがある。町の防災計画は主として自分たちの地域に発生する災害を中心にして、それぞれの時点に対応できるように形を修正されている。次にあげるものは昭和五十三年修正のものを中心としてとりあげたものである。

第一節 災害危険区域の指定

利根川及び黒部川増水により警戒を要する区域、火災発生の場合拡大のおそれのある区域、風雨によりがけくずれの被害のうけやすい区域は次のとおりである。これらは常時災害発生に留意し、密集区域の一般家庭へは防火思想普及、がけくずれ地域の排水整備、水害地域の堤防の保全等の徹底を図る。

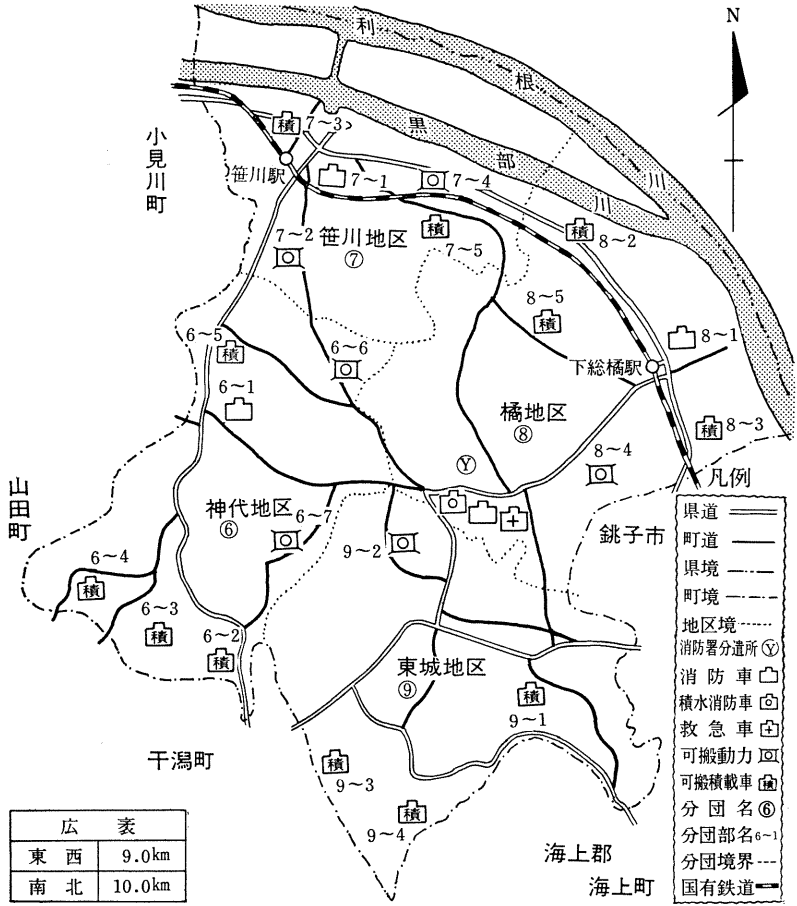


避難訓練（昭和55年の香取地区防災総合訓練より）

位置	戸数	事由
東城地区（夏目・栗野・小南）	二三	〃
神代地区（大久保・舟戸・東和田・神田・稲荷入・大友・本郷・平山・八木山・高部）	一三四	〃
橘地区（羽計・谷律・今郡・石出・東今泉・青馬・宮本）	八三	〃
笹川地区（新切・根方）	七	地震、長雨、暴風雨によるがけ崩れの危険
大木戸・宿浜・孤敷・新宿・石出・東今泉・小南・夏目・東庄住宅団地	二、三六六	密集地のため火災、地震等による危険
橘地区（新宿・石出・東今泉）	一二〇	〃
笹川地区（宿浜・新田・孤敷）	二三三	利根川及び黒部川増水による災害

第49表 避難場所（一時立退先）

名称	住所	屋 外			屋 内		備 考
		面積 (㎡)	有効 面積 (㎡)	(人) 収容可 能人口	面積 (㎡)	(人) 収容可 能人口	
神代小学校	東庄町東和田 225	6,298	4,688	2,300	1,688	800	大久保、舟戸、東和田、神田、稲荷入
神代幼稚園	東庄町窪野谷 1,660	1,122	855	400	385	100	小貝野、本郷、平山
公民館 笹川分館	東庄町笹川い 580	300	300	150	100	50	根方、仲内、宿浜、大木戸（東町、坊別を除く）
諏訪神社	東庄町笹川い 580	14,850	8,910	4,400			
宿浜農村協同館	東庄町笹川い 595～2				169	80	
笹川小学校	東庄町笹川い 4,713	15,151	13,650	6,800	3,163	1,500	東町、坊別、新田、狐敷、鹿野戸
笹川幼稚園	東庄町笹川い 4,713	2,280	1,680	800	357	150	
橘小学校	東庄町今郡 558	4,193	3,800	1,900	1,470	700	宮本、今郡、谷律、羽計
石出小学校	東庄町石出 1,599	4,281	3,724	1,800	1,814	900	新宿、石出、東今泉
社会教育センター	東庄町石出 2,692	19,423	9,898	4,900	2,009	1,000	
東城小学校	東庄町小南 941	3,034	2,914	1,400	2,371	1,000	小南、粟野
幼稚園 夏目分園	東庄町夏目 1,507	453	453	200	389	100	夏目、八重穂
夏目児童館	〃	480	270	100	190	90	
東庄中学校	東庄町青馬 1,756	26,800	26,800	13,400	7,503	3,700	高部、八木山、平台、大友、青馬、小座



第32図 消防分布図（東庄町）

また、町に発生する災害に対して、地域の人々が、地域の人々の手でこれを防止しようという組織が消防団である。最近はどこでもつとめに出る人々が多く、消防団を組織するにも人手不足という問題がおこっている。

しかし、東庄町などは面積や人口に対比して構成員は多い方で、四分団・二一部・四三二名からなっている。消防団員一名で一〇世帯の安全を分担しているといっても良いであろう。

また消防団は、災害が

第50表 東庄町の消防団

第6分団	分団長	副分団長	部長	班長	団員	区 域	設 備
	1	1					
			7	14	72	神代地区一円	自動車1 積載車4 可搬2
第1部			1	2	12	小 貝 野	自動車1
第2部			1	2	10	大久保、舟戸	積載車1
第3部			1	2	10	東和田、神田	積載車1
第4部			1	2	10	稲 荷 入	積載車1
第5部			1	2	10	平 山	積載車1
第6部			1	2	10	高部、八木山	可搬1
第7部			1	2	10	平 台、大友	可搬1

第7分団	分団長	副分団長	部長	班長	団員	区 域	設 備
	1	1					
			5	10	52	笹川地区一円	自動車1 積載車2 可搬2
第1部			1	2	12	大 木 戸	自動車1
第2部			1	2	10	根 方、仲 内	可搬1
第3部			1	2	10	宿 浜	積載車1
第4部			1	2	10	新 田	可搬1
第5部			1	2	10	菰敷、鹿野戸	積載車1

第8分団	分団長	副分団長	部長	班長	団員	区 域	設 備
	1	1					
			5	10	52	橘地区一円	自動車1 積載車3 可搬1
第1部			1	2	12	石 出	自動車1
第2部			1	2	10	新 宿	積載車1
第3部			1	2	10	東 今 泉	積載車1
第4部			1	2	10	青馬、宮本	可搬1
第5部			1	2	10	今郡、谷律、羽計	積載車1

第9分団	分団長	副分団長	部長	班長	団員	区 域	設 備
	1	1					
			4	8	40	東城地区一円	積載車3 可搬1
第1部			1	2	10	小 南	積載車1
第2部			1	2	10	粟野、小座	可搬1
第3部			1	2	10	八 重 穂	積載車1
第4部			1	2	10	夏 目	積載車1

第51表 災害配備

種類	配備内容	配備時期
第1配備	水防、救助活動および情報連絡活動等が円滑に行い得る態勢とする。	おおむね12時間後に災害が発生するおそれがある場合もしくは、局地災害が発生した場合においてまたはその他の状況により本部長が必要と認め指令を発したとき。
第2配備	第1配備態勢を強化し各部の所要人員をもって対処する態勢とする。	事態が切迫し、数部落の地域について災害が発生すると予想される場合もしくは発生した場合において、またはその他の状況により本部長が必要と認めて指令を発したとき。
第3配備	本部の全員をもって対処する態勢とする。	災害が拡大し第2配備態勢では対処できない場合において、またはその他の状況により本部長が必要があると認めて指令を発したとき。
注意配備	災害関係課等の職員で情報連絡活動が円滑に行い得る態勢とする。	次の注意報の1以上が県北部に発令され町長が必要と認めたとき。 (1) 風雨注意報 (2) 大雨注意報 (3) 洪水注意報
警戒配備	上記の配備を強化し災害対策本部の設置の場合に備えるものとする。	次の警報の1以上が県北部に発令され、町長が必要と認めたとき。 (1) 大雨警報 (2) 暴風雨警報 (3) 洪水警報

発生すれば災害対策本部の指揮下に入り活動する。

対策本部が設けられると、そこでどのような配備(第51表)をおこなうか、決定し態勢を指示する。

本町は利根川流域にあるため、地震や火災・風雨にともなう災害と関連して、水害に対する予防策が、つねにはらわれている。

最近では地震に対してもいろいろな防災対策がたてられている。本町の防災計画をみると大地震に関しては次のような注意や対応策を記している。



## 第四節 地震に対する災害予防

大地震を想定した避難地、避難路を設定し、地域住民に周知徹底をはかるとともに機会あることに関係機関及び各種団体の参加はもとより地域住民も含めた避難訓練を積極的に実施し、大地震に対する心構えを一人一人が身につけるようにするとともに一般災害も含め人的被害の軽減をはかる。そのため広報等により、地震の心得として次のことについて住民に周知徹底しておくものとする。

- (1) 大地震のときの心得
  - (イ) なによりもまず火の始末をする。
  - (ロ) あわてて戸外にとび出さず、丈夫な家具に身を寄せる。
  - (ハ) 窓ガラス、狭い路地、へいぎわ、がけや川べりに近寄らない。
  - (ニ) 「デマ」に迷わず確実な情報で行動する。
  - (ホ) 避難は車をやめて徒歩とする。
- (2) 平素の心得
  - (イ) 避難場所の確認や避難訓練は日ごろから
  - (ロ) がけくずれの注意は日ごろから
  - (ハ) 飲料水や消火器の用意は日ごろから
  - (ニ) 建物の補強、家具の固定は日ごろから
  - (ホ) 非常用品をまとめておく。

(非常持出袋、懐中電灯、ロソク類、マッチ、トランジスタラジオ、応急医薬品、水筒、簡易食糧〔カン詰、ラーメン等〕)

第五節 教育訓練

下記の計画に基づき実施する。

訓練種別	実施機関	実施の月
各学校の避難訓練 ポンプ操法訓練 避難誘導訓練 非常招集訓練 総合訓練 出動訓練 通報伝達訓練	小、中学校、幼稚園 消防団 病院、学校、事業所、消防団 消防団 消防団、病院、学校、危険区域 消防団 ”	四月 七月 九月 十月 十二月 一月 三月

このようにあらゆる事態を想定して心得や準備を指示する一方、つねに訓練を実施し、いざというときにあわてないようにという配慮がみられる。災害を最小限度に止め多くの人の安全を守るためには、不断の努力が求められる。している。

災害への早期対応と救済を手早く実施するため、自衛隊の派遣があったり、救援のためのヘリコプターの発着場を確保し、あらかじめ設置しておくようなこまかい対策がたてられている。

1 自衛隊の宿舎は次のとおりとする。

名 称	宿 泊 人 員	名 称	宿 泊 人 員
笹川小学校	120人	東町青年館	20人
大木戸集会所	20人	宿浜農村協同館	25人
大上公民館	15人	香取学園	40人
笹川分館	25人	東城分館	20人
中央支所	20人	新宿青年館	25人
東庄町役場	20人	大久保青年館	20人
孤敷青年館	20人	仲内公民館	20人
新町青年館	15人		

なお状況により各地区の公民館等を利用するものとする。

2 ヘリコプター発着場

名 称	所 在 地	電 話	広 さ m × m
東庄町立東庄中学校 神代校舎跡	東庄町窪野谷 1,661	—	55 × 70
社会教育センター	東庄町石出 2,692	東庄(6)1026	65 × 105
東庄町立東庄中学校 東城校舎跡	東庄町小南 2,905	—	60 × 85
東庄町立笹川小学校	東庄町笹川い 4,713	東庄(6)0014	100 × 105
東庄町立橋小学校	東庄町今郡 558	東庄(6)1006	60 × 85
東庄町町民グラウンド	新宿地先 新宿地先河川敷	—	80 × 300
東庄中学校	東庄町青馬 1,756	東庄(6)3131	100 × 268

## 第四節 新しい町づくり

### (一) 第一次東庄町基本構想

この第一次東庄町基本構想（目標年次昭和六十年）は、地方自治法第二条第五項の規定に基づき、昭和四十六年十月二十七日の町議会において議決され、同日制定したものであり、東庄町の発展方向が想定されている。なお、この基本構想については、その後の経済事情の変化等により、昭和五十六年三月二十日の町議会において、全面改定され、現在は、全面改定された基本構想（第二次東庄町基本構想）により、各施策が行われている。

この第一次東庄町基本構想は、昭和四十六年度から昭和五十五年までの各施策実施の指針となった性格をもつものである。第一次東庄町基本構想の概要は、次のとおりである。

「均衡と調和のとれた町づくり」の推進

わが東庄町は、昭和三十年七月、旧笹川町外三村を合併し発足以来十六年余、その間、米作を中心とした農業の町として歩み続けてきたが、近年の鹿島臨海工業地帯の操業開始、加えて利根川河口ゼキの完成および管理橋の開通により、鹿島開発の後背地として、大きく変ぼうしようとしている。その地域的役割をいかに行政にとり入れて行くかを考え、早急に町の将来を展望し、町の今後進むべき道を明らかにする必要がある。

このときあたり、この基本構想は、昭和六十年の東庄町を目標に、経済開発の推進、交通体系の整備強化、明る

く住みよい社会開発、教育文化の振興、この四つを重点目標に掲げ「均衡と調和のとれた町づくり」を進めようとするものである。

## 1 町の将来展望

### (1) 町の発展方向

戦後のわが国は、各種の分野で著しく変化してきたが、産業経済の発達は、もっとも注目すべきものの一つである。特に、産業構造において、農林水産業などの第一次産業が大幅に後退し、かわって第二次産業、第三次産業が進展しつつあり、産業構造の高度化が顕著になってきた。このため従来どおり、第一次産業に依存する地域と工業化の時流にのった地域との間には、経済格差が著しく目立つようになり、ひいては地方行財政の面でも大きな格差を生じつつある。

千葉県においても、京葉臨海工業地帯の造成で、過去の農林水産県から工業県へと飛躍し、いまや先進県の一つに数えられている。

本町の場合も例外でなく、周囲をとりまく環境において、成田新東京国際空港、鹿島臨海工業地帯の開発及び首都圏の外延的拡大等による立地条件により、産業構造に変化がみられ、その影響が漸次現われつつある。加えて、県道谷原息栖東庄線の開通、国鉄成田線の電化等交通網の整備と相まって、新しい時代に即した「均衡と調和のとれた町」として発展するものと予想される。

## (2) 開発の基本

このような客観的諸条件の変化の認識のもとに本町の開発の基本を、次の四点に置く。

- ◎ 経済開発の推進
- ◎ 交通体系の整備強化
- ◎ 明るく住みよい社会開発
- ◎ 教育文化の振興

## (3) 社会、経済の将来像

### ① 人口

内陸工業、ニュータウンの建設等と相まって、目標年次には三万二〇〇〇人の人口が想定される。

### ② 就業構造

昭和四十五年の産業構造は、第一次産業就業者が五一〇五人(六七%)と大部分をしめ、第二次産業就業者九〇一人(二%)、第三次産業就業者一五六五人(二%)である。

目標年次には、第一次産業者が二七七四人(一九%)に減少し、第二次産業者六一二〇人(四一%)、第三次産業者五九九八人(四〇%)と著しく高度化されるものと予想される。

### ③ 生活水準

目標年次の住民一人当りの所得は、昭和四十五年の一八万九〇〇〇円から六二万九〇〇〇円と増加し、産業内格差

も少しづつ解消されて、住民の生活は非常に豊かなものとなろう。

## 2 町の施策の大綱

### (1) 基礎的条件整備の方向

#### ① 土地利用の基本方針

住宅地化の進展に伴い、無秩序な住宅建築が行われつつあるので、都市計画法に基づく地域地区の指定と、区画整理事業を軸として、スプロール化を防止し、秩序ある町づくりを推進する。

◎ 公害のない緑に囲まれた通勤住宅都市

◎ 生産性の高い優良農地を十分確保した近郊農業都市

◎ 都市計画による用途地域の合理的な配置

なお、各用途地域の配置計画は、次のとおりとする。

#### ア 商業地域

既在商店街を周辺に拡大するとともに、住宅団地周辺を副商業地とする。

#### イ 住居地域

現市街地の外周部にあたる笹川駅南側、西側地域。町外への通勤者のために住宅団地用地としてその周辺の地域を充てる。

#### ウ 工業地域

内陸工業用地として宮本工業団地を充てる。

## エ 風致地区

自然観光施設として鉄牛禪師の遺跡と、鴨池(鉄牛池)を中心とした小南地域の一部および東大社と雲井ヶ崎、石出ぜき周辺を指定する。

### ② 道路網整備の方向

本町の道路網は、町を縦横断する県道五路線からなり、これを終起点として町道が放射状に形成されている。町道の現況は、年ねん改良されつつあるが、そのうち舗装されている道路は五%にすぎない。また、利根川河口ぜきの完成により、管理橋を通じ対岸鹿島臨海工業地帯に至る交通量は、増大するものと思われる。したがって、進入道路の新設等万全の対策をとるとともに、関連道路、都市計画街路、各区相互の連絡路線、学校その他公共機関と地域との連絡路線の整備を行い、目標年次までには、主要町道の舗装率を一〇〇%に引きあげる。

なお、重要町道の一部を県道昇格し、維持管理費の節減を図るとともに主要地方道銚子―佐原線は、国道昇格を期成同盟により推進する。

### ③ 通信施設の方向

年ねん公社線電話の自動化が進められているが、本町においては小南局が磁石式として残されているので、ダイヤル局としての早期実現を促進するとともに、公社線局が四局からなっているため一局に統合する。

### ④ 水資源確保の方向

産業構造の高度化、人口の増加、生活水準の向上および農業構造改善等により、目標年次には、工業用水、生活用水、農業用水の需要が著しく伸びて現需要量を大幅に上まわるものと思われる。

本町の生活用水の水源は、地下水にたより、自家水道が主で簡易水道もある程度普及しているが、いずれも小規模



で既に限界に近いうえ、水質も悪化している。そこで東総用水事業の早期完成と利根川水系取水等を考え、水資源の確保を図るものとする。

また、農業用水は、利根川水系の大利根用水路、桁沼川と九十九里浜へそそぐ新川からなっているが、東総用水事業の早期完成により、畑地かんがい等農業用水の多目的利用を図る。

#### ⑤ 都市計画の推進

産業経済の進展と人口の増加に対処するため都市施設の整備に対し、計画的、効率的な投資の拡大を図り、都市施設の有機的関連性を確保し、総合的な計画の実現を期する。

### (2) 産業振興施策の方向

#### ① 農業施策の方向

食糧消費構造の変化、食糧の需要増に対処して、畜産物、野菜、果物の成長作物を中心とする生産の振興を図り、生産、構造、流通にわたり総合農政を進める。

さらに、食肉需要の増加に対処し、と畜場の施設近代化を図り、食肉センター的機能をもつたと畜場とする。

また、兼業農家の離農が見られ、農家間における協業経営や集団栽培等を積極的に助長し、将来の農業後継者および営農指導者の育成を図り、農耕地の転用等、農業の成立基盤を失うおそれのないよう、農業振興地域整備法、都市計画、土地利用計画との関連を密にし、農耕地の計画的転用と土地利用を考慮する。

#### ② 工業開発の方向

現在の工業は、零細な加工業のみであるので、鹿島臨海工業地帯の関連業種を誘致すべく、宮本地先に三三ヘクタ

ールの工業団地の造成を行う。

### ③ 商業振興施策の方向

本町の商業活動は、佐原市、銚子市の商業圏の影響が大きく、停滞ムードが強いが住宅団地および工業団地の造成により、商圏人口が増加すると思われるので、それらに対処すべき店舗の集団化、専門化等を行い、商業の近代化を促進するとともに商工会等により店舗指導の強化を図る。

### ④ 観光開発の方向

本町の観光は「水郷の美天下に冠たり」とうたわれる筑波水郷国定公園の地域に属し、笹川シジミ、ハゼ釣り、投網、銃猟の名勝として知られ自然の観光となっている。これらの自然観光に加えて、利根川河口せぎの完成により、その周辺の河川敷緑地を利用した観光施設整備により、フルシーズン利用される健康的な観光地の開発を図る。

## (3) 生活環境整備の方向

### ① 環境衛生施設整備の方向

近年における高度経済成長は、国民生活水準を向上させたが、他方において、これまで目だたない形で存在した水不足、し尿、ごみ、下水処理の立ち遅れ、公害等の問題を顕在化してきた。今後、都市化、工業化の進展に対応し、公害のない健康的な町民生活を確保するため、生活環境の整備を着実に推進しなければならない。

上水道施設は、東総用水事業で実施し、町民全体に水道施設の利益享受を図る。し尿処理、ごみ処理については、三町共同の組合施設の充実を進め、不衛生な処理を解消するため排出される。し尿、ごみの完全収集に努める。

### ② 防災施設の方向

三町広域常備消防を設置したが、工業団地、住宅団地の人口増等により、市街地の拡大、建物の高層化等による防火対策の特殊化に対処するため、特殊消防車の配置を行うとともに工場災害に万全な対策を図る。

③ 交通安全施策の方向

歩道、信号機、ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の設置と整備、交通安全思想の徹底、広域救急体制の充実を図り、特に交通指導員を確保し事故の絶滅を期する。

④ 公営住宅の充実

今日の住宅事情は、人口の増加等により核家族化現象が進んでおり、一世帯一住宅が要求されている。低所得者の自力建築は困難であり、これらの者に対しては、公営住宅を建設し低廉な家賃で供給する。

(4) 社会福祉保健施策の方向

① 社会福祉

町の開発、都市化の進展に伴い、総体的に町民の生活水準は著しく向上するものと予想されるが、一方では社会環境の変化、傷病、高齢等の各種事情により、発展から取り残される人びとがでてくるので、社会福祉体制の整備のもとに、心身障害者（児）の福祉の向上、老人の援護、母子福祉の向上、児童の健全育成等の諸施策を強力に推進する。特に、夫婦共稼ぎの傾向が強くなり、保育施設の必要性が高まるものと思われるので、保育施設を市街地に設置する。

② 保健衛生

保健医療、公衆予防衛生、疾病予防等についての対策を推進するとともに医療施設整備の拡充、医療技術者の確保

と診療費の軽減、被保険者負担の増加防止を図る。

また、今後所得水準の上昇や医療保険の充実により、医療に対する需要は高度化すると思われる、これらに対し万全な施策を講じ健康な町民生活の実現を図る。

#### (5) 教育施策の方向

##### ① 学校教育の方向

新しい時代の要請にこたえて、教育内容、方法の改善充実を図り、学力を充実させるため職員の配置を適正にし、かつ、調和のとれた人間形成をめざす。特に、道徳教育、生徒指導の充実を図るため、教職員の研修を十分に考慮して資質の向上を図る。さらに、人命尊重の精神を高揚し、健康に対する認識を深め、健康体力の増進と安全教育の強化に努める。

また、学校施設については、幼稚園及び特殊学級等の整備充実を図り、教育の機会均等と教育格差の是正を期する。初等教育は、校舎の老朽化に伴い、目標年次までには、老朽校舎を皆無とし近代的な鉄筋校舎とする。前期中等教育においても、全校が弱体校舎であるため、近代的な施設設備を整え、かつ、高い専門性と管理指導のもとに、昭和四十九年度入校を目標に中学校統合を図る。

後期中等教育は、大幅な人口増が予想されるので高等学校の誘致を図る。

##### ② 社会教育施策の方向

町民の教育要求の高度化と方法の多様化に対処していくために、生涯教育としての社会教育の充実が強く要請されている。したがって、通信教育、家庭教育等の充実と教育機器の導入を円滑に行い、新しい教育方法等を取り入れ社

会教育の刷新と指導体制の確立を図ると共に社会教育施設の充実を図る。

## (6) 行政近代化の方向

### ① 行政

近年の地方自治は、住民の意識変化、社会経済の発展に伴い、多様化、高度化及び専門化しつつある。行政の能率的運営及び合理的組織を確立し、人事管理の充実を図る。近代行政は、サービスを第一とする民主的行政の使命を原則に能率的、経済的な事務管理を図る。

### ② 財政

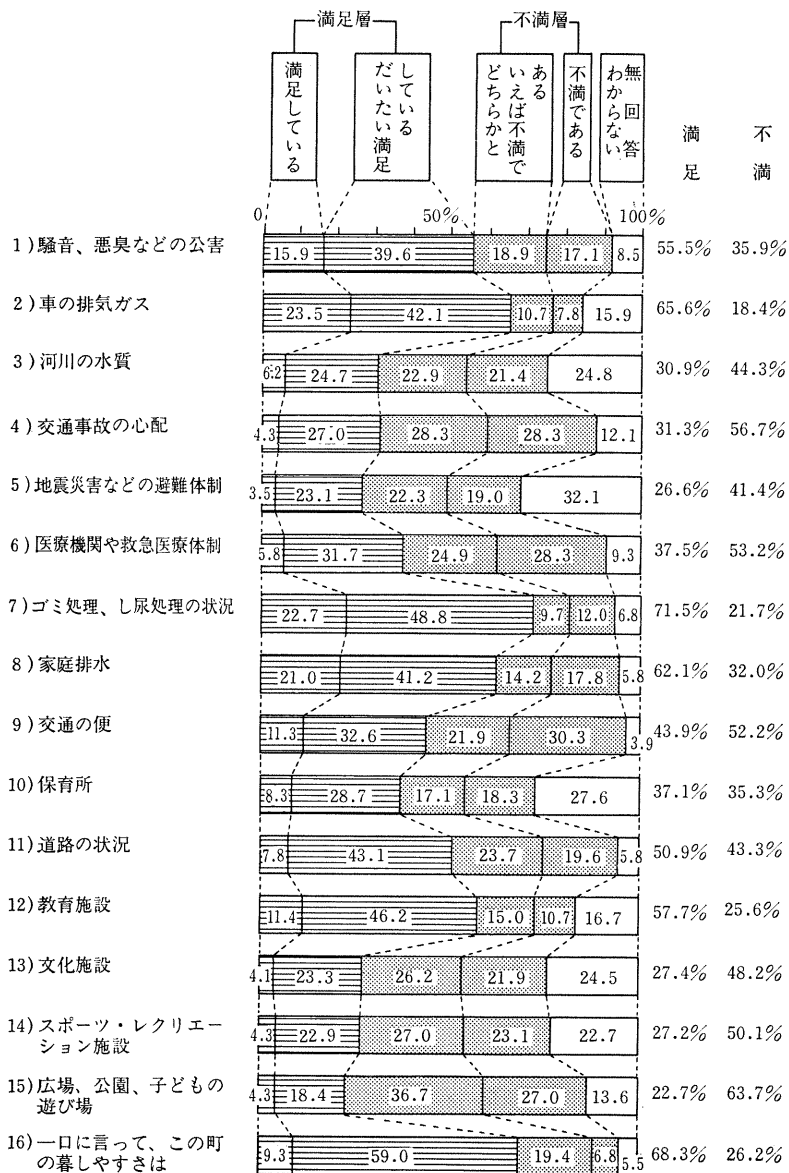
社会の進展に伴い財政状況においても、公共施設の整備、産業基盤の整備、その他住民の生活水準を高めるためにいろいろな財政需要が増加するものと思われる。合理的、計画的な財政運営をもって、消費的経費を抑制し投資的経費の増加を図る。

## (二) 住民の幸せを求めて

本町に現在居住している人々は、町政を含め自己の現況をどう把握しているのであろうか。

本町では、居住の幸せを願う今後の町行政の参考とするべく、昭和五十五年六月に「住民意識調査」(アンケート形式による)を実施した。

対象としたのは二十歳以上六十歳未満までを五段階に分け男女それぞれ一〇四名ずつを抽出し調査した。回収率



第33図 住民意識調査概要

も大変良く九九%であった。

この内容に関しては、かつて昭和五十五年七月に広報『東庄』で公表してあるので省略するが、本町に関する住民の現況認識の実態は第33図のようなものであった。

これによれば、自分たちが生活する東庄町に対する愛町心(町に対する愛着心)をつね日ごろから「感じている」、「やや感じている」という人々は全体の九〇%にも達し、また「町にずっと住みたい人」、「当分住みたい人」は、八六%にもおよんでいる。

次に、よりよい町づくりに対する意欲をみると「進んで協力する。」という回答が二二%、「申し込まれれば協力する。」が四六%あり、あわせて六八%もの人が何らかの方法で町づくりに協力しようという意志をもっている。本町は往時より青年層による学習活動(社会教育面における)がさかんなところで、この伝統がずっと生き続けていることがうかがわれるものである。

さらに、先に示した住民意識調査から直接みられることの特色としては全体的に本町が「生活しやすい町」第33図・設問番号(16)であることがあげられ、その内容は生活廃棄物の処理面(7)・(8)や環境(1)・(2)に恵まれ静かな住環境を備えていることが理解できよう。しかしその反面学校教育の諸施設(12)は別として、文化(13)・スポーツ(14)・その他の公園・遊び場(14)・(15)などの施設の不十分を指摘する回答が多かった。

本町の一部は「水郷・筑波国定公園」の範囲にあり地域イコール公園のようなものと考えられやすいが町内に団地ができたりにして他の地域の人々の移り住む町になると、このような面でもあたらしい時代に即応した要求が出てくるものである。

本町は社会的、経済的な面からこのような住民の期待をくみあげ、単に物質的な欲求にこたえるのではなく精神

生活の面での充足感をもたらすような町づくりの施策を検討し「豊かで、ふれあいのある文化の町東庄」の実現を目ざし、町政を推進せしめていこうと決定した。

そのためには、全体として土地の高度利用を図り、工業団地に優良企業を誘致し、住民の所得の向上と雇用の場の拡大を図る一方、これらと関連し道路の改良、舗装、河川の改良、公園の建設などの仕事をすすめようとしている。また上水道は、現在第一次拡張工事を実施中であるが五十七年度から第二次拡張工事を推進し全町内に供給を図る予定である。

さらに、住民が健康で文化的な生活が営まれるように、民営保育所、県営住宅の誘致、民営の特別養護老人ホームの誘致、医療機関の整備充実、保健センターの設置などを計画し生活環境の向上を図ろうとしている。

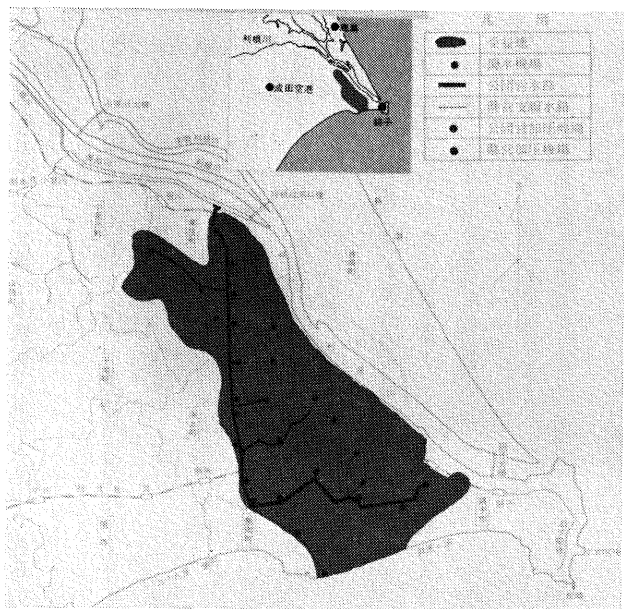
産業面では本町の主産業ともいべき第一次産業、主として農業の近代化、漁業の振興、第二次、三次産業面として商工業の発展、観光面ではレジャー産業の振興および関連団体の育成強化を図る諸施設を検討している。

学校教育に関しては、年度ごとにその設備の充実を図っているが、さらに一層これらの面に重点をおいて諸計画を推進する。

また近年生涯教育ということが強調され、教育の場といえれば学校という考え方が改められ、生涯学び続けるということが現代人にとって大切であることが認識されて来ているが、その学習の場として重要な役割を果たす「公民館」(本町では中央公民館の建設が当面課題となっている)、図書館の建設、社会体育を振興させるための総合施設の建設が企画されている。

以上述べて来たような将来構想は、時の流れにまかせておけば実現するものではなく、町の行政面からの積極的なはたらきかけが必要であり人的配置の適正化、事務処理上の簡素化など効果的な行財政面での工夫が求められるもの





第34図 東総用水幹線水路図（東総用水事業パンフレット）

である。

如何なる結構づくめのバラ色の将来構想がたられても、これを単なる机上プランとしておわらせるかどうかは、町政にあたる者の熱意と、これに対する理解ある協力が町民サイドからなされるかということに最後はおちつくであろう。

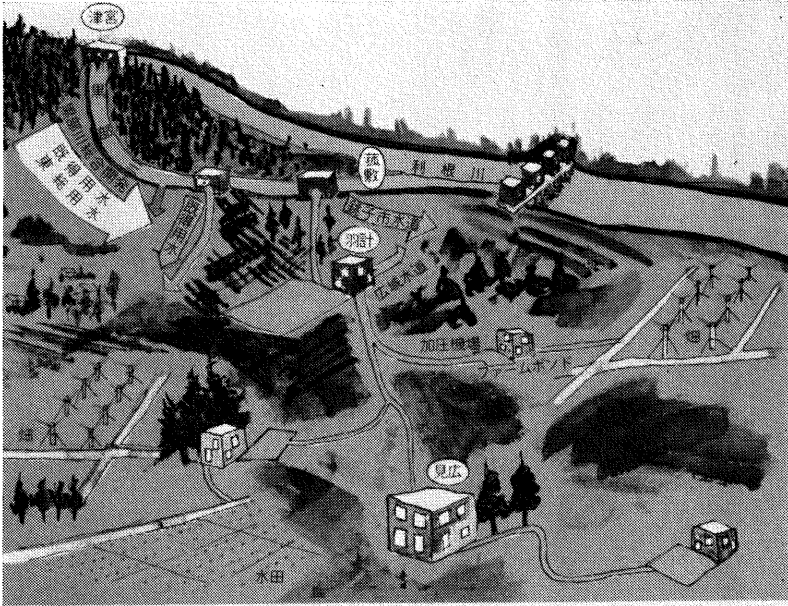
町民のひとりひとりが現実を見つめるたしかな目をもって、自己の在り方を決定することが、住民の幸せを求める町の将来構想の実現に近づく最大の鍵（かぎ）であろう。

### (三) 東総用水事業

地があり、当町の橘・神代・東城の各地域がこの台地上にある。

気候も温暖で、農業に適した環境にあるが台地に特有の水不足の問題が常につきまといっている。主として天水に依存したお天気農業とならざるを得ない。

しかも十分に利用できる地下水もないので、つねに干ばつの危機がつきまとっている。そこで台地の上の平坦部が



東総用水事業は上の絵図のように畑にはスプリンクラーによる散水かんがい、水田には不足水を補給する事業で、基幹工事と末端整備工事の二つにわけられます。

1. 水資源開発公団営事業 —基幹工事—

上の絵図の津宮揚水機場から、受益面積が100ha以上のファームボンド、加圧機場までの工事をおこないます。

2. 県営土地改良事業 —末端整備工事—

受益面積100ha未満のファームボンド、加圧機場およびほ場への配管、区画整理、連絡農道等の工事をおこないます。

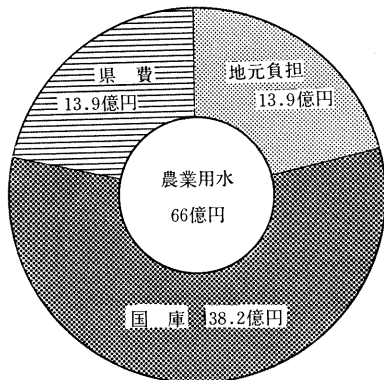
これ等の事業により地域農業の基盤について万全が期せられることになりましょう。

第35図 事業のあらまし

良い畑地でありながら収益のあがる作物を思うように栽培できないという問題をもっている。

またこれらの大部分の地域では、大型農用機械を使用しやすくするための区画整理も実施されていないので「東総用水土地改良区」を設立し、区画整理をした耕地へ水を供給する計画である。

この東総用水事



●基幹工事に要する費用は95億円です。  
 水資源開発公団が実施する基幹工事に要する費用は95億円ですが、その内農業用水分は約66億円です。この費用のおよそ8割までは国と県で負担しますので地元負担分は約14億円となります。

第36図 基幹工事に要する費用

業は第35図「事業のあらまし」の略図にみられるように、

「黒部川総合開発」の事業とも関連しているのである。

この計画では利根川の水を黒部川へ導入して菰敷地先より取水し導水路で鹿野戸地先にある機場まで水を送り（こゝまでは、農業用水と水道用水共用）ここから農業用水と水道用水を分岐して二市・三町（銚子市、旭市、東庄町、海上町、飯岡町）の各受益地のファームポンド（調整池）―百ヘクタールごと）に設けられている―ところへ送水される。ここからさらに、それぞれの田や畑に送水され、必要なときには

いつでも使用できるようになっている。

「事業のあらまし」（第35図）に示されているように、この事業は利根川からの取水↓幹線水路↓調整池までが国営事業で、この工事の特色として、むだな用地を少なくするためにすべて地下を通り、個人の所有地をできるだけつぶさないように配慮している。地表上の施設は調整池だけである。

調整池から先の工事は県営事業で実施される。

個人として、この事業に関係のある人が負担する額は畑（一〇アール当たり）約六万円・田（一〇アール当たり）約一一万円である。

さらにこの事業を効果的に推進させていく意味から本計画は、土地改良関係、用水に関しては、県や市町村が主体となり、これによってできあがったものを利用していく計画（営農面）には農業協同組合が中心となった。

第52表 東総用水事業

市町別受益面積 (ha)

市町名	畑	水田	計
銚子市	1,068	176	1,244
旭市	14	0	14
東庄町	589	223	812
海上町	369	0	369
飯岡町	264	101	365
合計	2,304	500	2,804

農業用水供給水量

区分	年間供給水路	10アール当り供給水量	最大取水量
畑かん	15,713千 <sup>3</sup> m	682 <sup>3</sup> m	1.600 <sup>3</sup> m/S
水田	3,475 "	695 "	0.747 " (0.635)
合計	19,188 "		2.235 "

この事業に加わったのは最初は二市・四町(銚子市、旭市、東庄町、海上町、飯岡町、干潟町)であったが、農業用水に關して干潟町が他の用水事業で問題を解決できることから離れたが、水道事業には加わっている。

本計画は、このように、従来ともすると問題のおこりがちな事に関しては先例を十分検討して基本計画が作成されている。それは、ただ単に、ある施設をつくるということから活用方法まではじめから検討している点に特色があるといつてよいであろう。

両総用水・大利根用水等の先例もあり県民にもその効用が広く知られていたためか、東総用水事業は計画当初から東

庄町では一一〇人の関係者中、この計画への同意者が七九七人で、七一・八%の同意率を得たことになる。

#### 水道事業

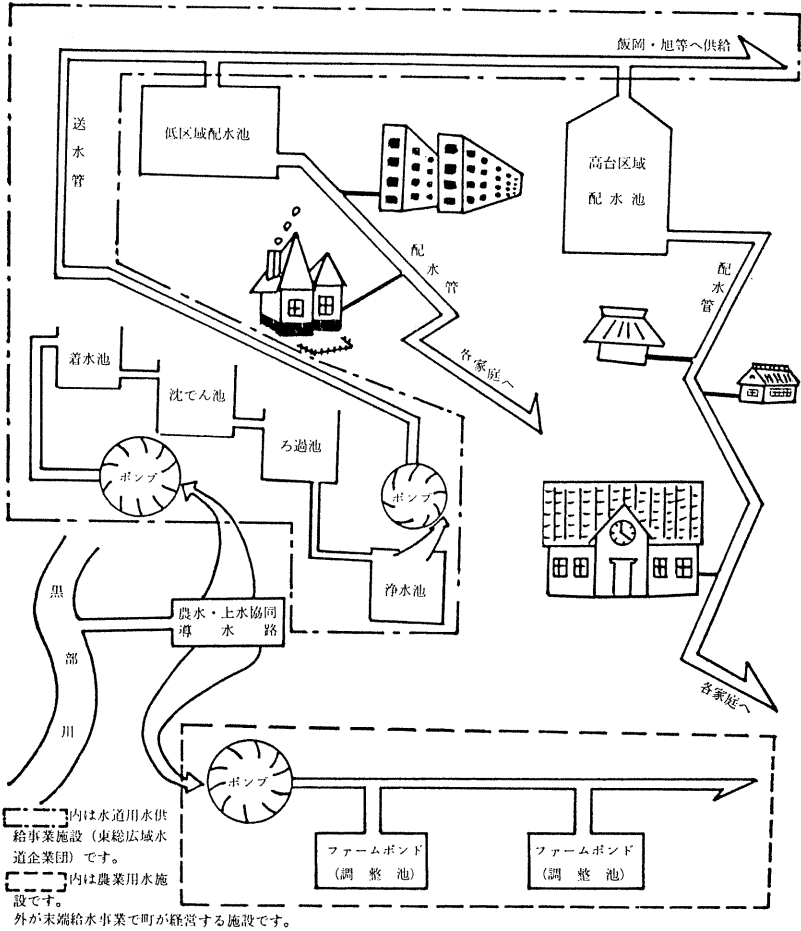
東庄町というと利根川・黒部川があり水に不自由はしない。もしするところがある

るとすれば台地上のごく一部分であろうと思われるのである。

しかし水というものは、たくさんあってもそれがイコール良い飲料水とはいえない場合も多いのである。そのため住民の健康保持の上からも安心して飲める水を供給すべく、東総用水事業の中には上水(上水道)と農水(農業用水)に分けて両方の目的で使用できるように配慮された。

# いよいよ来年度から始まる水道事業

町が水道事業を経営する部分は、東総広域水道企業団から浄水を買ひ配水池に貯水して町内に網の目のように布設された配水管を使って各家庭に給水する事業です。この配水池から各家庭への工事が末端給水事業で、来年度から実施されます。



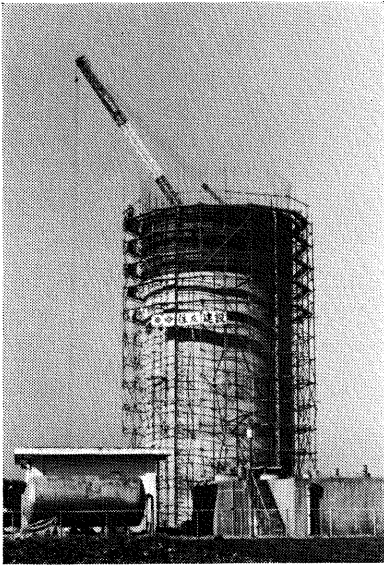
第37図 広報『東庄』に紹介された東総広域水道事業

東総用水事業は、国営関係の仕事が約八〇%のでき工合を示し、県営の仕事はやっと着手した程度である。また水道事業に関し本町を中心にみれば、第一次計画の工事は終了したが本町の場合は五〇%程度ができあがっている。この東総用水事業の一部完成により、各戸に水道がいきわたり、飲料水は蛇口の一ひねりで供給できるようになり、飲料水をめぐる不安はほとんどなくなりつつある。

このように東庄町をはじめ周辺市町に大きな利益をもたらした東総用水事業計画は昭和四十二年東総農業用水事業促進期成同盟として発足し、昭和四十三年東総用水促進期成同盟(生活用水事業加わる)と発展し、昭和五十二年六月十七日土地改良区の設立をみたことにより、事業は開始された。

東庄町との関係は先にも述べたがこの用水が利根川の水を黒部川にひき入れ、これを東庄町菰敷から取水し配水するもので、本町は東総用水のネットワークとして大変重要な存在となっているのである。

建設中の水道配水池



取水場(菰敷)

